

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の会社Cに雇用され、マンションの管理員として勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、担当するマンション「D町」に自転車を 사용하여出勤する途上、前方から対向してきた男子学生の自転車と衝突しそうになったため、急いで自転車を降りた際に左膝を負傷した（以下「本件通勤災害」という。）としている。

請求人は、負傷当日、E病院に受診し「左膝関節内挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は本件傷病について、監督署長に通勤災害によるものであるとして療養給付及び休業給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給する旨の処分を行った。

請求人は、E病院での療養を継続しつつ、F病院及びG病院においても治療を受けていた。療養の結果、請求人はF病院の診断により平成〇年〇月〇日をもって、治ゆ（症状固定）とされた。

請求人は、平成〇年〇月〇日に監督署長に対して、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの休業給付の請求をしたところ、監督署長は、同年〇月〇日から同

年〇月〇日までの期間については、労災保険法第42条の規定により休業給付を受ける権利は時効により消滅しているとして、当該期間の休業給付を不支給とし、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間の休業給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の請求人の休業給付を受ける権利が時効により消滅しているとして、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の付加的判断

(1) 請求人らは、担当者から時効は関係ないと言われていたので、時効により消滅しているとして休業給付の一部を不支給としたのは納得できない旨主張している。

休業給付の時効に関して、監督署のHから請求人に対して、いかなる教示があったのかについて検討するに、監督署のHは、「時効は、治療費の費用全額を負担した日の翌日から起算して2年間で消滅することは説明したと思う。また、具体的に治療費の費用全額を負担していないのであれば、その時点では時効は進行しない旨説明したと思う。請求人に対して、移送費について、時効にかかることの注意を伝え、用紙も送ったことがあるが、私は、そのとき、休業に関

して時効の話はしていない。当時、休業の未請求があることは知らなかった。」旨述べており、当該申述は、療養給付の請求を前提とすれば、筋が通っている説明である。

一方、請求人は、監督署のHから説明を受けた際、「時効は関係ない。」と言われたと主張しているが、請求人自身、「具体的にどのような話であったかは定かではない。」「時効は関係ないと言われた内容は休業給付も含めて全てのことであったと思っている。『今は時効は考えなくてよい。』と言われたように思う。」と述べているように、明確な記憶に基づくものではない。

加えて、請求人は、①平成〇年〇月〇日で労災を打ち切られることに不満を持ち監督署の担当官に相談していたこと、②平成〇年〇月〇日付け面談聴取書において、休業給付に係る請求遅延について確認をされた際、「休業給付支給請求書を提出すると、平成〇年〇月〇日の治ゆ（症状固定）を認めたことになるとして請求しなかった。」旨述べていること、③平成〇年〇月〇日付け聴取書〇において、「休業給付の医師証明は、平成〇年〇月〇日付けになっているが、医師証明内容に『平成〇年〇月〇日中止』とあることに納得がいなくて監督署に提出していなかった。その後、証明を受けたその書類がなくなってしまい、病院に〇月になって再発行をしてもらった。手続には結構日数もかかるものである。それで遅くなり、（平成〇年）〇月〇日に提出した次第である。」旨述べ、こうした休業給付請求書の提出が遅れた理由が請求人の意思ないし落ち度によるものともとれる説明をしていることなどに照らすと、監督署の担当官が請求人に対して休業給付請求の（消滅）時効について誤った手続教示をしていたとは認められないというべきである。

(2) したがって、保険給付をすべき休業給付については、請求期間のうち、時効による消滅期間を除き168日分を支給されており、監督署長の処分に誤りがあったとは認められない。

また、請求人は、時効の発生について教えてくれるべきであった旨主張しているが、監督署の担当官は、請求人に対して時効に関して一応の説明はしており、その説明の中で、請求人の判断を殊更誤らせるような不適切な教示をしたとは認められないことから、請求人らの主張は認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これ

を取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。